

第3章 特定事業計画

1. 現地調査と具体的な整備の方向性の検討

昨年度の検討調査において課題の抽出を行い、それを受けて、東陽町駅周辺地区と南砂町駅周辺地区の特定経路、準特定経路、その他経路について、詳細な現地調査を行った。

主な調査項目は以下の通りである。

場所	調査項目
道路・公園	<ul style="list-style-type: none">・歩道、園路の有効幅員の状況、勾配の状況（縦断、横断）・車両乗り入れ部の状況・交差点のすりつけ勾配や平坦部の状況・路面の舗装状況・排水溝や植栽柵などのグレーチングの状況・公園入口のボラードや勾配の状況・連続誘導ブロックや警告ブロックの状況 など
歩行者用信号	<ul style="list-style-type: none">・押しボタンの有無、位置、青延長、音響信号の有無等の確認・渡りやすさ、青時間の確認 など
バス停	<ul style="list-style-type: none">・屋根、接近表示、ベンチ、待合いスペース、誘導ブロックの状況・バス停と歩道との関係 など

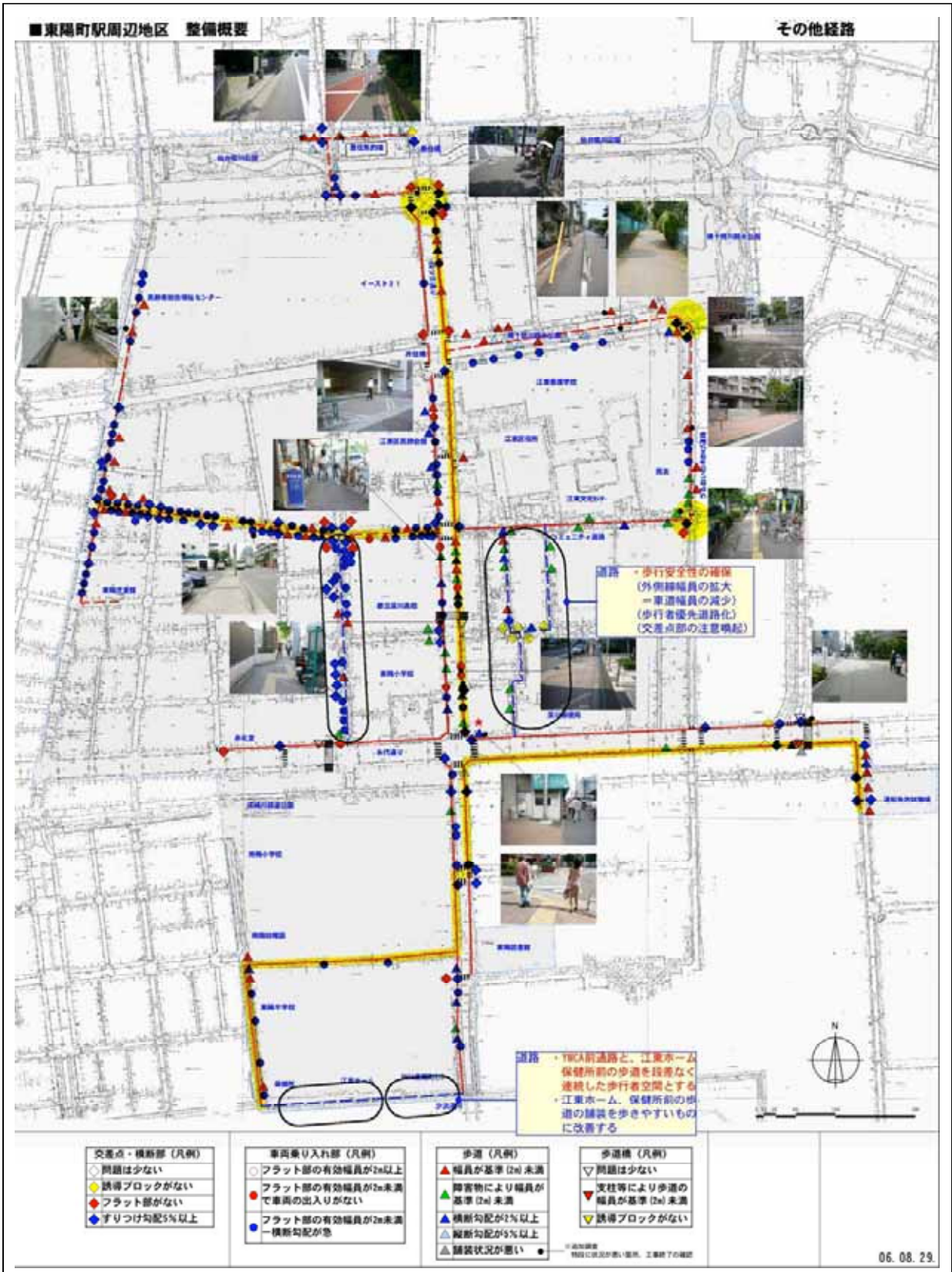
現地調査の結果について、詳細な図面を作成の上、測地的な課題の整理と整備の方向性を整理した。

また、整備課題が特定経路、準特定経路、その他経路の広範に渡ることから、利用状況等を勘案して、重要な路線や交差点を選び、整備方針に対して優先順位を設けて、各事業者と協議を行った。

◆具体的な検討項目（全体図）



黄線・黄枠：優先整備路線、交差点 赤枠：交通安全 赤字：優先整備項目



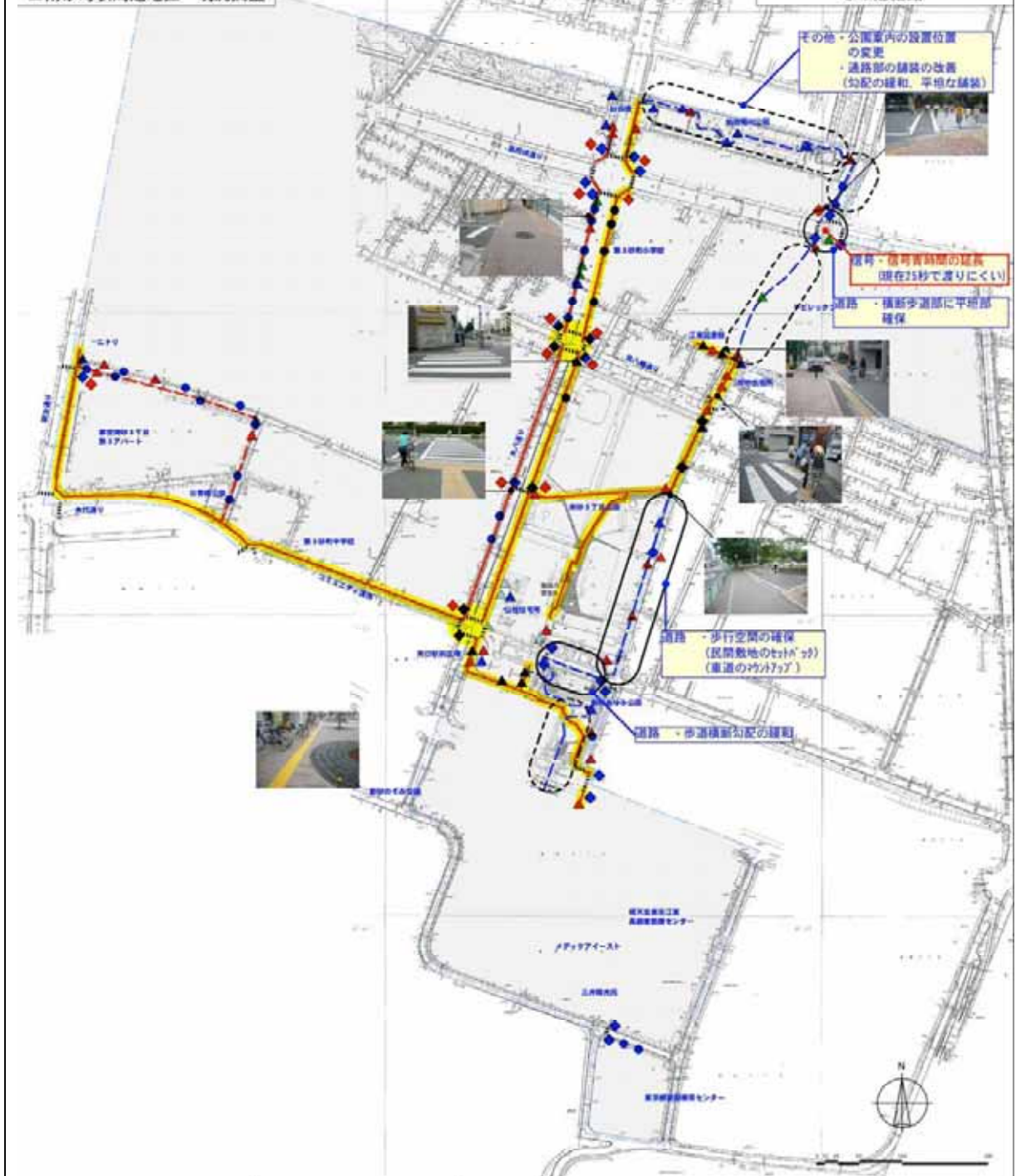
黄線・黄枠：優先整備路線、交差点 赤字：優先整備項目



黄線・黄枠：優先整備路線、交差点 赤枠：交通安全 赤字：優先整備項目

■南砂町駅周辺地区 現況調査

その他経路



<p>交差点・横断部 (凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○問題が少ない ●誘導ブロックがない ●フラット部がない ●すりつけ勾配5%以上 	<p>車両乗り入れ部 (凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フラット部の有効幅員が2m以上 ●フラット部の有効幅員が2m未満で車両の出入りがない ●フラット部の有効幅員が2m未満 - 横断勾配が急 	<p>歩道 (凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲幅員が基準 (2m) 未満 ▲障害物により幅員が基準 (2m) 未満 ▲横断勾配が2%以上 ▲縦断勾配が5%以上 ▲舗装状況が悪い 	<p>歩道横 (凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽問題が少ない ▽歩道の幅員が狭い ▽誘導ブロックがない
---	---	---	--

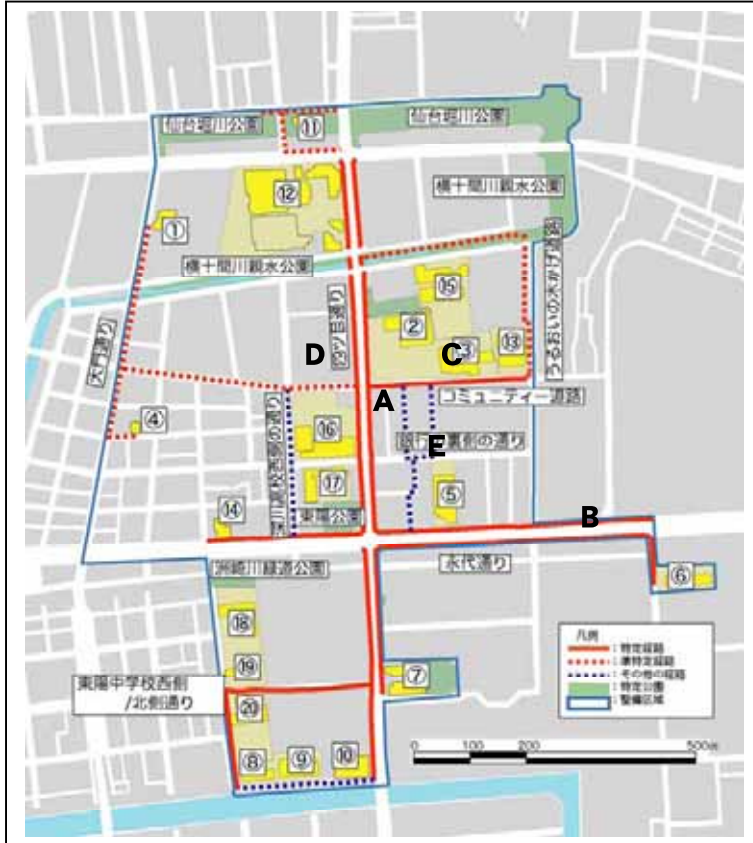
06. 11. 24

黄線・黄枠：優先整備路線、交差点 赤枠：交通安全 赤字：優先整備項目

2. 特定事業計画

(1) 東陽町駅周辺地区 特定事業計画

①道路（都道・区道）



公共公益施設

- ①：高齢者総合福祉センター
- ②：江東区役所
- ③：江東区文化センター
- ④：東陽児童館（予定）
- ⑤：深川郵便局
- ⑥：運転免許試験場
- ⑦：東陽図書館
- ⑧：保健所
- ⑨：江東ホーム
- ⑩：YMCA 東陽町センター

集客施設

- ⑪：豊住魚釣場
- ⑫：イースト21
- ⑬：大規模小売店舗
- ⑭：大規模小売店舗

教育施設

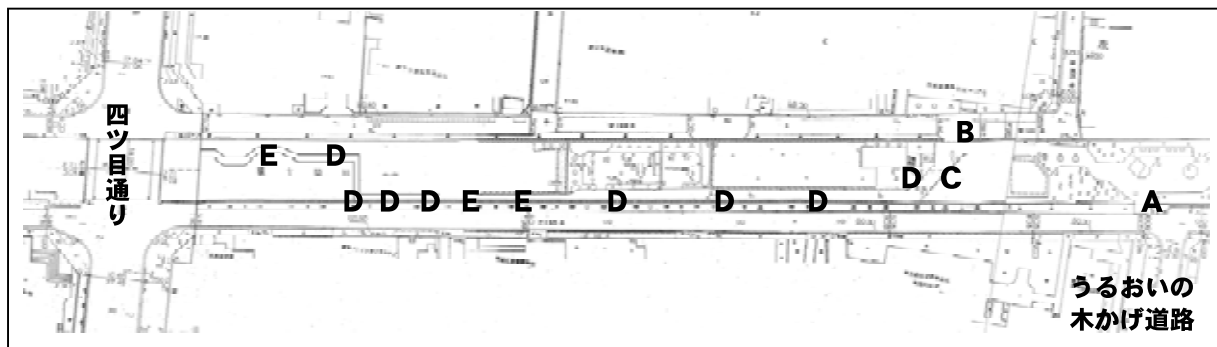
- ⑮：江東養護学校
- ⑯：都立深川高校
- ⑰：東陽小学校
- ⑱：南陽小学校
- ⑲：南陽幼稚園
- ⑳：東陽中学校

場所	整備項目	整備時期
A 四ツ目通り（都道）	将来道路拡幅が予定されているので、その時点でバリアフリー整備を行う。	
B 永代通り（都道）	警告ブロックを敷設する。 歩道の横断勾配の改善について検討する。	H18～H19年度
C コミュニティ道路（区道）	連続誘導ブロックを改修する。 植栽柵がレーチングを目の細かいものに取り換える。	H18年度 H18年度
D 深川高校北（区道）	歩道の拡幅を行い、バリアフリー整備を行う。	H20～22年度
E 銀行の裏側の通り（区道）	交差点の警告ブロックを敷設する。 交差点部分に滑り止め舗装を行う。	H19年度 H19年度

※バス停への誘導ブロック敷設を含む。都道、区道とスムーズに接続できるように検討する。

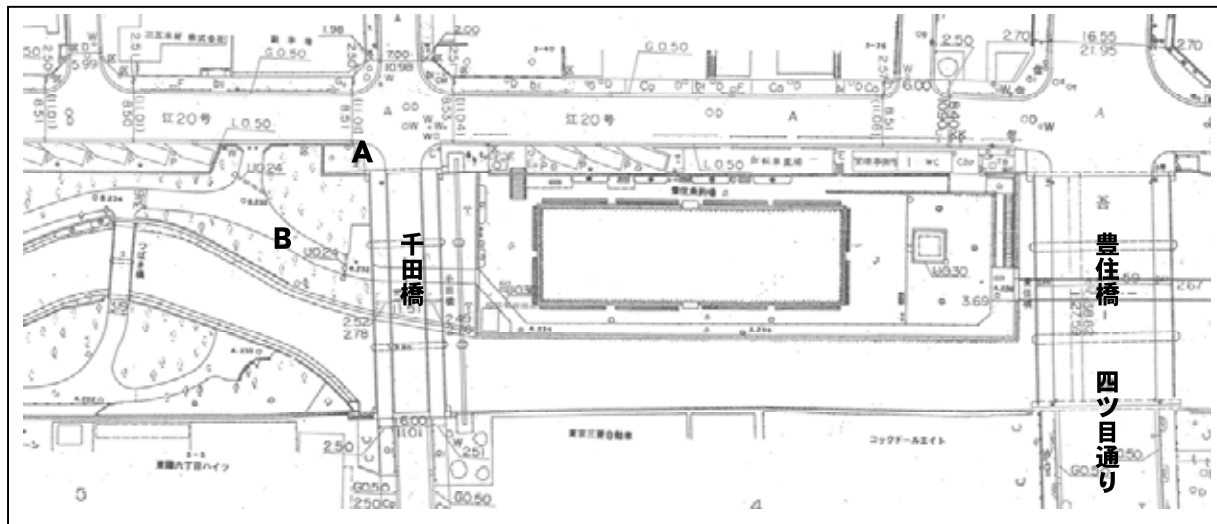
②公園

◆横十間川親水公園



場所	整備項目	整備時期
A 出入口（南東側）	道路部分が狭いため。公園部分のスペースと一体的にフラット部を確保し、渡りやすくする。	H21 年度
B 出入口（北東側）	有効幅員を確保する。	H21 年度
C 園路	グレーチングを目の細かいものなどに取り換える。	H21 年度
D 園路	縦断勾配を 5% 以下にする。	H21 年度
E 園路	有効幅員を確保する。	H21 年度

◆仙台堀川公園



場所	整備項目	整備時期
A 出入口	千田橋から直接公園へ入れるようにする	H19 年度
B 園路	縦断勾配を 5% 以下にする。	H19 年度

③駅

◆東陽町駅

番号	位置		整備内容	優先順位	整備時期	関連・備考
①	出入口	位置	出入口の位置をわかりやすく表示する	A		出入口看板についてはメトロの基準で設置している。また、道路部分の看板については検討する。
		階段	階段先端（段鼻）をわかりやすく改善する	A	長期	現在滑り止めの溝は設置してあるが、弱視者のための段鼻改良については階段改修時行う。
②	エレベーター		地上から改札階までのエレベーターを設置する	A	H19	工事中
③	切符売り場	接客	駅事務室を接客しやすく改善する	A	H18	各口に筆談できるものを設置済。
			聴覚障害者への対応も含め、インフォメーションカウンターにて対応する	A	H18	
		誘導ブロック	誘導ブロックの誘導位置の改善。ガイドラインを基準に敷設する	A	既設	移動円滑化基準では誘導ブロックは点字運賃表のある券売機に誘導するようになっているので基準通り設置している。
④	構内の案内サイン情報提供	改札口	エレベーターの案内表示をわかりやすく改善する	A	H18	今期中に新サインへ変更、高い視認性と分りやすさを図る。
		ホーム	緊急情報を表示する	A	既設	設置済

※改札付近に設置する情報装置（運行情報表示器）は19年度に設置

※改札入場時、改札機にタッチするだけのICカード「PASMO（パスモ）」が平成19年3月18日に導入された。

※優先順位

A：特定・準特定経路で優先的な整備を考えている部分

特定・準特定・その他経路の交差点において、誘導・警告ブロックが敷設されていない部分

B：その他の部分

④バス停

番号	停留所名	場所	現況					整備内容	優先順位	整備時期	関連備考
			屋根	接近表示	ベンチ	待合	誘導B L				
①	東陽町駅前	永代通り北	○	○	○	○	○				
②	東陽町駅前	永代通り北	○	×	○	○	○				
③	東陽町駅前	永代通り北	○	○	○	○	○				
④	東陽町駅前	永代通り南	○	×	×	○	○	接近表示	A	H19	ベンチ設置予定
⑤	東陽操車場前	永代通り北	○	/	○	○	○				接近表示の設置は不可
⑥	江東運転免許試験場	永代通り北	○	○	○	○	×	誘導B L			
⑦	江東運転免許試験場	永代通り南	×	×	○	○	○	屋根 接近表示	A	H19	上屋設置予定
⑧	東陽町駅前	四ツ目通り東	×	×	○	○	○	屋根 接近表示		—	大型道路案内標識有
⑨	東陽町駅前	四ツ目通り西	○	/	○	×	○	待合いスペースの改善	A	H18	接近表示の設置は不可 ベンチを奥行き狭いものに取替済み
⑩	江東区役所前	四ツ目通り東	○	○	○	○	○				
⑪	江東区役所前	四ツ目通り西	○	○	×	×	○		A	H20	ベンチ設置予定
⑫	豊住橋	四ツ目通り東	×	×	×	○	×	屋根 接近表示 誘導B L	B		歩道幅員 2.5m
⑬	豊住橋	四ツ目通り西	○	×	×	×	×	接近表示 誘導B L	A	H18	ベンチ設置予定
⑭	東陽 5	大門通り東	×	×	×	×	×	屋根 接近表示 ベンチ	B		歩道幅員 2.5m
⑮	東陽 6	大門通り東	×	×	△	×	○	屋根 接近表示		—	ベンチは公式のものではない。高木あり

※誘導ブロックの敷設については、バス停新設以外は原則として道路管理者が整備する。

※簡易型接近表示装置は、設置条件に当てはまらないので、設置の予定はない。

⑤交通安全

※出典：「江東区交通バリアフリー交通安全特定事業計画〔東陽町駅周辺地区〕」

平成19年6月 東京都公安委員会

江東区交通バリアフリー基本構想における
「東陽町駅周辺重点整備地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また江東区交通バリアフリー基本構想に即して、東陽町駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

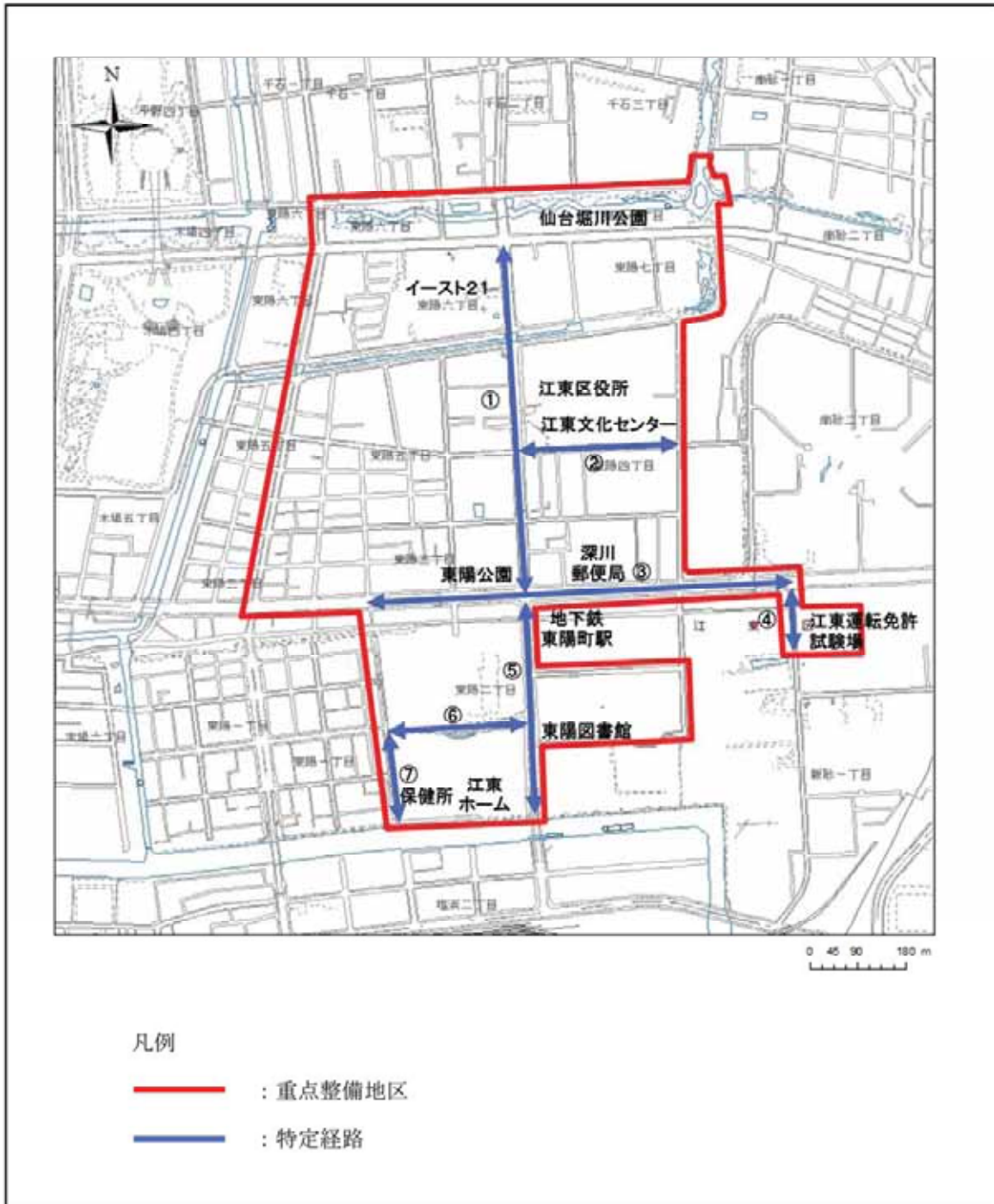
記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

特定経路			道路区間			
No.	特定旅客施設名	連絡する施設名	No.	路線名	通称道路名	区間
(1)	地下鉄東陽町駅	イースト21江東区役所	①	特例都道465号線	四ツ目通り	東陽町駅前交差点 ～ 東陽六交差点
			②	区道江413号線		江東区役所前 ～ 文化センター東交差点
(2)	地下鉄東陽町駅	江東試験場	③	主要地方道10号線	永代通り	東陽3-23先 ～ 江東試験場入口交差点
			④	区道江116号線		江東試験場入口交差点 ～ 江東試験場
(3)	地下鉄東陽町駅	保健所 江東ホーム (特養ホーム)	⑤	区道江38、468号線		東陽町駅前交差点 ～ 東陽橋
			⑥	区道江509号線		東陽図書館前 ～ 東陽中前
			⑦	区道深216号線		東陽中前 ～ 江東区保健所前

位置図

区市町村名	江東区
重点整備地区名	東陽町駅周辺地区



2 道路区間毎の交通安全特定事業計画

前号の道路区間毎に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間は以下のとおりである

- ① 特例都道465号線 [東陽町駅前交差点 ~ 東陽六交差点]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置…………… [平成19～22年度]
 - ※ 道路管理者による歩道化予定箇所は除く
 - ・横断歩行者保護のための一時停止規制の新設…………… [平成19～22年度]
- ② 区道江413号線 [江東区役所前 ~ 文化センター東交差点]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
- ③ 主要地方道10号線 [東陽3-23先 ~ 江東試験場入口交差点]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置…………… [平成19～22年度]
 - ※ 道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- ④ 区道江116号線 [江東試験場入口交差点 ~ 江東試験場]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]
- ⑤ 区道江38, 468号線 [東陽町駅前交差点 ~ 東陽橋]
 - ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）…………… [平成20～22年度]

3 全道路区間共通で行う交通安全特定事業計画

全道路区間で共通して、実施すべき交通安全特定事業の内容は以下のとおりである。

(1) 実施内容

ア 道路標識及び道路標示の設置に関する事業

(ア) 道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化を実施

※ 道路標識の高輝度化については既に対応済

(イ) 道路標示については、適切な補修を実施

※ 道路標示の高輝度化については既に対応済

イ 違法駐車行為の防止のための事業

(ア) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施

(イ) 江東区による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施

(ウ) 江東区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施

(2) 実施予定期間

継続的に実施

4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制等について、交通流の整序化等が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。